

平成19年度
から

住民税が変わります

問い合わせ先

所得割の税率が10%に統一されます。(市6%・県4%)

税務課 ☎40-5554

三位一体の改革に伴い、所得税から個人住民税（国から地方）への3兆円の税源移譲に関し、平成19年分以後の所得税及び個人住民税の税率構造が変わります。

個々の納税者の所得税及び個人住民税を合わせた税負担は変わりません。

住民税改正の内容

〔平成18年度まで〕		→	〔平成19年度から〕	
課税所得	税率		税率	
～200万円以下	5% (市 3%・県2%)	→	一律10% (市6%・県4%)	
200万円超～700万円以下	10% (市 8%・県2%)			
700万円超～	13% (市10%・県3%)			

※課税所得とは・・・給与・年金や事業収入などから給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等の諸控除を差し引いた残りの金額のことです。

変わったところをイメージ図で表すと・・・

※給与収入500万円独身の方の場合（一定の社会保険料を控除して計算しています）



定率減税が廃止になります。

景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税は、平成19年度以降、廃止となります。現行の定率減税は次のとおりです。

- ・平成18年度の住民税の定率減税は、所得割額の7.5%を控除（上限2万円）します。
- ・平成18年分の所得税の定率減税は、税額の10%を控除（上限12万5千円）します。

毎月の税負担の水準（夫婦2人、給与収入500万円の方の場合）

	平成18年	平成19年	
	12月	1月	6月 12月
住民税	↓ 定率減税（～平成19年5月まで） (税率5%)	(税率5%)	(税率10%)
所得税	(税率10%)	(税率5%)	(税率5%)

↑ 定率減税（～平成18年12月まで）

※給与収入が1,559万円を超える方は、上の図と異なり、税源移譲により住民税が減額（所得税が増額）となります。

試しに試算してみると・・・

独身で、年収500万円のAさんの場合

◆定率減税の廃止により

	所得税	住民税	合計
H18	232,200円	154,700円	386,900円
H19	258,000円	167,000円	425,000円

税源移譲によって負担合計額は変わりません。

◆税源移譲により

H19	160,500円	264,500円	425,000円
-----	----------	----------	----------

※社会保険料等控除額50万円として計算しています。

夫婦2人で、年収500万円のBさんの場合

◆定率減税の廃止により

	所得税	住民税	合計
H18	107,100円	74,300円	181,400円
H19	119,000円	80,000円	199,000円

税源移譲によって負担合計額は変わりません。

◆税源移譲により

H19	59,500円	139,500円	199,000円
-----	---------	----------	----------

※社会保険料等控除額50万円、妻無職、子18・15歳として計算しています。

一人暮らしで、公的年金収入250万円のCさん（70歳）の場合

◆定率減税の廃止により

	所得税	住民税	合計
H18	73,100円	43,800円	116,900円
H19	81,300円	47,100円	128,400円

税源移譲によって負担合計額は変わりません。

◆税源移譲により

H19	40,600円	87,800円	128,400円
-----	---------	---------	----------

※社会保険料等控除額10.69万円として計算しています。

夫婦二人暮らしで、公的年金収入250万円のDさん（70歳）の場合

◆定率減税の廃止により

	所得税	住民税	合計
H18	37,300円	27,700円	65,000円
H19	41,500円	29,700円	71,200円

税源移譲によって負担合計額は変わりません。

◆税源移譲により

H19	20,700円	50,500円	71,200円
-----	---------	---------	---------

※社会保険料等控除額12.49万円、妻65歳無職として計算しています。